

防犯カメラの設置及び運用に関する ガイドライン

令和 7 年 3 月

霧 島 市

I はじめに

1 ガイドラインを策定する目的

本市は、「霧島市安心安全まちづくり条例」を制定し、安心安全なまちづくりを目指して、自らの安全は自らが守るとともに、地域の安全は地域で守るという基本認識のもとに、各種防犯対策を講じています。

こうした中、防犯カメラは、犯罪予防力の高い生活環境を整える対策の1つとして広く有用性が認識され、商業施設や金融機関、駐車場など私たちの暮らしの中で急速に普及しています。

一方で、防犯カメラの設置や運用に当たっては、撮影される個人のプライバシーを侵害することがないように、十分留意することが必要です。

そこで、プライバシーの保護に留意しつつ、防犯カメラの適切かつ効果的な活用を促進するために必要な事項を定めたガイドラインを作成しました。

2 防犯カメラとは

このガイドラインの対象となる防犯カメラとは、犯罪の防止を目的として、道路、公園・広場、駐車場・駐輪場、商業施設、映画館、スポーツ・レジャー施設、宿泊施設等の不特定多数の方が利用する施設や場所を継続的に撮影し、かつ、画像記録装置を有するものをいいます。

※ 不特定多数の出入りが想定されないマンション、アパート等共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内等を撮影しているカメラは、このガイドラインの対象となりません。

3 防犯カメラと個人のプライバシー

プライバシーに関する権利は、自己の容ぼう等をみだりに撮影され、又は公開されることのない権利であり、憲法第13条（個人の尊重）の趣旨も踏まえた慎重な取り扱いが必要です。

また、防犯カメラに記録された特定の個人を識別可能な画像は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法第57号）」等に定められている個人情報として保護の対象となっています。

防犯カメラは、犯罪の防止を目的とするものですが、プライバシーや個人情報の取り扱いには十分に留意することが必要です。

II 防犯カメラの設置及び運用にあたっての留意事項

1 設置目的の設定及び目的外利用の禁止

防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないようにしなければなりません。

2 設置場所及び撮影範囲等

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、防犯効果が発揮され、かつ、私的な空間や不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、撮影方向、設置台数を定めましょう。

また、防犯カメラを設置しようとする場所や施設の管理者等からの許可が必要です。

3 設置の表示

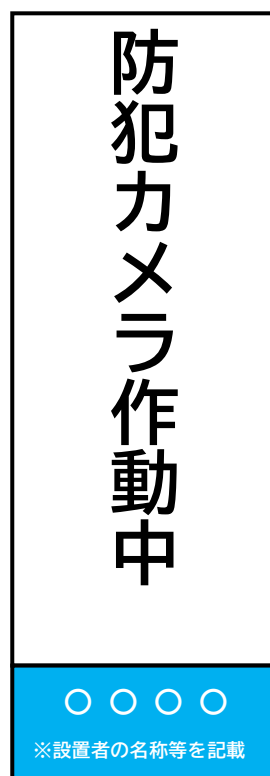
防犯カメラの設置について表示することは、被撮影者に対して撮影区域内入らないという選択の機会を与え、プライバシーの保護に資するだけでなく、犯罪を抑止する効果を高めることにもつながります。

このため、設置者等は、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称等を設置区域内のよく見える場所に、分かりやすく明示することが必要です。

※ 設置場所等から設置者等が明らかな場合は、設置者の名称等の表示を要しません。

※ 1つの施設に複数の防犯カメラを設置する場合で、撮影範囲が容易に認識可能であれば、必ずしも全てのカメラに表示をする必要はありません。例えば、金融機関の建物等に設置する場合は、出入口に表示することで足りることが多いと考えます。

【表示の例】



4 管理責任者・取扱担当者の指定

設置者等は、防犯カメラ及び画像データの適切な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、管理責任者を指定する必要があります。

また、管理責任者は、自ら防犯カメラを操作しない場合は、適切な者を取扱担当者に指定し、その者だけに機器の操作を行わせなければなりません。

5 秘密の保持

設置者等や管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラによって人の容ぼう・姿態という個人情報的大量に収集し、管理することになるため、記録された画像のほか、画像から知り得た情報についても、漏えいしたり不当に使用したりしてはなりません。

なお、設置者等、管理責任者及び取扱担当者でなくなった後においても同様です。

6 画像データの適正な管理

防犯カメラの機器については、画像のデジタル化や記録媒体の小型化、大容量化が進み、画像の複写や持ち出しが容易になっています。

設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止するため、次の事項に留意し、必要な措置を講じなければなりません。

(1) 録画装置等の管理

録画装置、画像データを記録した記録媒体やパソコンについては、管理責任者や取扱担当者以外の視聴や盗難の防止のため、施錠のできる事務室内や設備の中で厳重に保管し、外部への持ち出しや部外者の閲覧ができないよう十分に注意しましょう。

(2) 複写等の制限

記録した画像は、法令に基づく照会等を受けた場合を除き、原則として複写せず、不必要な加工はしないようにしましょう。

(3) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止及びその他の安全管理を徹底するために、保存期間はできるだけ短期間とすることが必要です。

法令に基づく照会等を受けた場合を除き、原則として、長くても1か月以内で必要な保存期間を定め、不必要な画像データの保存はやめましょう。

(4) データの消去

画像データを消去しないで放置すると、個人情報が流出する危険性が高まります。

保存期間が終了したり、保存の必要がなくなった画像データは、速やかに消去するか上書き等の方法により確実に消去しましょう。

(5) 記録媒体の処分

記録媒体を処分するときは、粉碎又は復元できない完全な消去等を行い、画像等が読み取れない状態にし、処分の日時、方法等を記録しておきましょう。

(6) インターネット接続時の留意事項

防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、ウィルス対策ソフトウェアの使用やパスワードを設定するなどして、情報漏えい措置を講じましょう。

7 画像データの提供

防犯カメラの画像データについては、プライバシーが侵害されることのないよう、次の場合を例外として、設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはなりません。

① 法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合

裁判官が発する令状に基づく場合や捜査機関等からの照会が該当します。

② 捜査機関から犯罪捜査等の目的により要請を受けた場合

警察の任意捜査への協力等が想定されます。

③ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

迷子や行方不明者の安否確認に必要な場合や災害発生時に被害状況を情報提供する場合等が想定されます。

④ 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

この場合でも、映像に記録されている他の人の画像を住居の様子等が見えないよう、マスキング処理を行うなどし、他の人のプライバシーを侵害することがないように細心の注意が求められます。

画像の閲覧・提供に当たっては、設置者等及び管理責任者が、その必要性を十分検討するとともに、要請者に身分証明書等の提示を求めるなどして、身分確認を確実に行うことが必要です。

また、画像データの提供に当たっては、提供日時や提供先、提供した画像の内容、提供目的、理由などを記録するなどの基準を定め、適正に運用しましょう。

8 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの設置や運用に関する業務の全部又は一部を事業者等に委託する場合は、このガイドライン及び設置・運用規定の遵守を委託契約の条件にするなど、情報漏えい防止やプライバシー保護を徹底するようにしましょう。

9 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、あらかじめ苦情等の対応要

領を定めておくなど、誠実かつ迅速に対応しましょう。

10 保守点検等

設置者等は、防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うとともに、必要に応じて、設置場所、撮影範囲の見直しや機器の更新を行いましょう。

Ⅲ 管理規程の作成が必要です

1 管理規程の策定

設置者等は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置・運用を適正に行うため、利用目的や利用形態に合わせ、「設置・運用規定」を定め、組織内等でその内容を周知・徹底することが必要です。

2 管理規定の必要事項

管理規定に記載すべき必要事項は、以下のとおりとします。

- ① 趣旨
- ② 設置目的
- ③ 設置場所、設置台数、設置の表示
- ④ 管理責任者等
- ⑤ 画像の管理
- ⑥ 画像の利用及び閲覧・提供の制限
- ⑦ 苦情等への対応
- ⑧ 業務の委託
- ⑨ 保守点検

※ 個人が単独で防犯カメラを設置・運用する場合は、規定の策定は要しませんが、このガイドラインに沿った取扱いを行ってください。

【参考例】

防犯カメラ設置・運用規程

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇〇が〇〇（場所、施設）に設置する防犯カメラに関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置及び運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇（場所、施設）における犯罪や事故の防止のために設置する。

※ 施設管理や防災など、他の設置目的がある場合は列挙します。

3 設置場所等

- (1) 設置場所及び設置台数別紙「配置図」のとおり、〇〇（場所、施設）に〇台の防犯カメラを設置する。

※ 配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示します。

- (2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域のよく見える位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示し、表示板には、設置者名等を記載することとする。

※ 施設の名称などから設置者名が明らかな場合は、設置者名等を表示しないことができます。

4 管理責任者等

- (1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、〇〇〇〇とする。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、取扱担当者を置く。
- (4) 取扱担当者は、〇〇〇〇とする。（又は「取扱担当者は、管理責任者が指定した者とする。」）
- (5) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

ア 本規定に基づき、防犯カメラ及び画像を適切に管理すること。

イ 画像により知り得た情報の漏えい又は不当な使用をしないこと。また、防犯カメラの管理に従事する他の者や取扱担当者が、画像により知り得た情報の漏えい又は不当な使用をしないように必要な措置を講じること（当該役職でなくなった後も同様。）。

※ 管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、(3)と(4)は不要です。

5 画像の管理

- (1) 機器の管理

【カメラと記録装置・媒体が別個のものである場合】

記録装置の保管場所は、〇〇室とし、管理責任者が施錠して、適正に管理することとし、同所へは、管理責任者、取扱担当者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

【カメラと記録装置・媒体が一体のものである場合】

カメラの画像データ（又は画像データが保存された記録媒体）については、管理責任者、取扱担当者以外の者が記録装置から取り出すことができないよう、パスワードの設定（又は施錠）をしなければならない。

- (2) 記録媒体の管理記録媒体を記録装置から取り出した場合は、施錠可能な保管庫に保管し、外部への持ち出しや転送を禁止する。
- (3) 画像の不必要な複製等の禁止記録された画像の不必要な複製や加工をしてはならない。
- (4) 保存期間保存期間は、○週間とする。ただし、管理責任者が特に必要と認めた場合は、保存期間を延長することができる。
- (5) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録する。

6 画像の利用及び閲覧・提供の制限

- (1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないこととする。また、次の場合を除き第三者に閲覧させたり、提供したりすることを禁止する。

ア 法令に基づく場合

イ 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

- (2) 閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元確認を行うとともに、別紙「画像提供記録書」に日時、相手先、目的、画像の内容等を記録し、○年間保存する。

7 苦情等への対応

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問合せを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

8 業務の委託

防犯カメラの運用に関する業務の全部又は一部を事業者へ委託する場合は、受託者に本規定を遵守させ、情報漏えいの防止やプライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用を徹底させるものとする。

9 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、○か月ごとに保守点検を行うものとする

画像等提供記録書

提 供 日 時		
提供先	団 体 名	
	職 ・ 氏 名	
	連 絡 先	
提 供 理 由		
画像等の内容 撮影範囲 録画期間等		
提 供 方 法 等		☐ 閲覧のみ ☐ 画像等データの提供 【提供方法】 ☐ 記録媒体（媒体： ） ☐ ネットワーク利用 ☐ その他（ ）
そ の 他		

提供取扱者氏名

防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

令和 7 年 3 月 発行

霧島市市長公室安心安全課交通防犯グループ

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

電話：0995-45-5111